

建設住宅性能評価 手続きについてのご案内

●建設住宅性能評価の申請時期

ご申請は、設計住宅性能評価取得後、最初の現場検査（基礎配筋工事の終了時）の二週間程度前までに申請して下さい。

●建設住宅性能評価申請に必要な提出書類について

申請に必要な提出書類は必要書類チェックシート記載の書類を添付して下さい。当機関にて設計住宅性能評価書を発行している場合、設計住宅性能評価書の写、設計住宅性能評価申請添付図書（設計住宅性能評価申請副本）は提出を省略できます。

●建設住宅性能評価料金のお支払い

ご申請後、引受承諾書及び請求書をメールでご案内します。請求書記載の支払期日までに料金の振込みをお願いします。（振込手数料は申請者様のご負担をお願いします。）

（※別途協議により合意した場合は、口座振替により支払うことができます。）

●現場検査の申込について

提出書類	記載事項等
検査対象工程完了通知書	検査対象工程完了（予定）の日付を記載
施工状況報告書	検査が行われる前までに、当該工程までの施工状況を現場担当者が自主検査し「施工状況報告書」にまとめて報告します。
変更申告書	変更がある場合のみ。変更申告書の表紙及び変更に係わる部分の変更図面

現場検査のタイミングにあわせて、評価員に対して、現場検査の予約を行います。

●自主検査の実施

現場検査が行われる前に、当該工程までの施工状況を現場担当者が自主検査し「施工状況報告書」にまとめてください。自主検査の際には、施行関連図書（写真、納品書、梱包材等）の準備も行ってください。

●現場検査の実施

評価員は、提出書類（施工状況報告書・変更申告書等）に基づき、検査対象となる検査項目について、施工段階における変更の有無・施工内容の確認を行いません。設計図書等と施工状況との照合にあたって、施工状況報告書を確認した後、A：目視 B：計測 C：施工関連図書の確認のいずれかの方法によりその記載内容を確認します。現場検査で指摘事項が発生した場合は、指摘された内容について工事を是正してください。

●目視できない検査項目について（書類の提示）

検査は原則として目視で確認を行います。評価員が目視出来ない検査項目については、施行関連図書での確認を行いますので現場で下記書類等のご提示をお願いします。

ご提示をお願いする書類の例
工事写真、納品書、ミルシート、コンクリート配合計画書、工事監理報告書、梱包材、施工図、品質管理記録など

●目視できない検査項目について（書類の提出）

木造住宅の場合、下記の書類、写真のご提出をお願いします。

【提出書類】

検査目安	納品書の内容	確認する内容
1回目	地盤改良報告書	地盤改良の状況、改良後の地耐力
2回目	鋼材規格証明書	JIS規格品、鉄筋の種別、断面寸法
2回目	レディミクストコンクリートの納品書	JIS認定工場、配合強度、納品日

【提出写真】

検査目安	撮影箇所	内容
1回目	地業工事完了（全景）	割栗敷き、転圧完了後、捨コン打設前の全景
1回目	アンカーボルトの規格	アンカーボルトの規格がわかるように撮影
2回目	基礎立ち上り部	内部型枠完了後、基礎幅、かぶり厚さ、アンカーボルトの埋め込み長さの状況が確認できるように撮影
2回目	土台据え付け（全景）	土台の配置が確認できるように撮影
2回目	1階床下断熱材（全景）	隙間なく施工されていることが確認できるように全景を撮影
2回目	屋根工事	くぎピッチおよび野地の種類、垂木の寸法間隔がわかるように撮影

●検査の実施時期

【戸建：地階含み3階建以下（検査回数4回）の場合】

現場検査の時期	検査の具体的内容
1回目 基礎配筋工事の終了時	コンクリート打設前の配筋工事状況
2回目 躯体工事の完了時	断熱材施工前の構造躯体工事状況（木造の場合、筋かい・金物等）
3回目 下地張りの直前の工事の完了時	石膏ボード施工前の断熱材の施工状況
4回目 竣工時	仕上げ材料や仕上がり寸法の検査等

【共同住宅：地階含み4階建以上（検査回数5回以上）の場合】

現場検査の時期	検査の具体的内容
1回目 基礎配筋工事の終了時	コンクリート打設前の配筋工事状況
2回目 躯体工事の完了時	2階（地階がある場合は地階から数える）及び3に7の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時
3回目 屋根工事の完了時	屋根防水の工程前後の施工状況
4回目 地張りの直前の工事の完了時	断熱材など仕上げ材により見え隠れとなる部分の施工状況（屋根工事の完了時と同時に検査可能です）
5回目 竣工時	仕上げ材料や仕上がり寸法の検査等

●設計住宅性能評価書交付後の計画変更について

同じ等級内の部分的な変更で、基準との照合が容易な変更は、「変更申告書」及び変更関係図書を住宅あんしん保証に提出して、建設住宅性能評価を受けてください。評価等級の異なる変更、又は同じ等級でも基準との詳細な照合が再度必要になる変更については、「変更設計住宅性能評価申請」が必要になります。この場合、変更内容に基づく変更設計住宅性能評価書の発行がなされるまでは変更内容に係る工事を行えませんのでご了承下さい。

●建設住宅性能評価書の交付及び副本のお渡しに必要な提出書類

提出書類	記載事項等
検査済証（写）	-

竣工時検査の終了後、検査済証（写）の提出をお願い致します。建設住宅性能評価書の交付及び副本のお渡しを郵送で行います。

●建設住宅性能評価書交付後の計画変更について

建設住宅性能評価書が交付された、未入居の住宅で且つ建築の工事の完了日後1年以内に工事の変更をすることにより建設評価書の評価内容に変更が生じる場合には、変更建設住宅性能評価申請手続を行った申請住宅について、変更に係る部分及び影響を受ける部分について再び建設評価を行ない、同様の手順により変更建設住宅性能評価書を作成します。

※ご不明な点がございましたら、性能評価課までお尋ね下さい。

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 6F
株式会社住宅あんしん保証 性能評価部 性能評価課 宛て
TEL：03-3562-8127
Mail：hyouka@j-anshin.co.jp

20210323